平成２５年（フ）第８０号
愛知県一宮市浅野字内浦43番地　浅野ことぶきマンション208号
債務者　田代　由美
1　決定年月日時　平成25年４月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　長澤　　渉
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年７月19日午前10時15分
5　免責意見申述期間　平成25年７月５日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２５年（フ）第４２号
愛知県西尾市吉良町吉田亥改17番地、前住所愛知県西尾市吉良町宮崎田ノ上１番地７
債務者　桔梗屋旅館こと，味の民宿桔梗屋こと　黒野　和夫
1　決定年月日時　平成25年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　倉内　充雄
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年７月19日午後２時40分
5　免責意見申述期間　平成25年７月５日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２５年（フ）第５６３号
愛知県愛知郡東郷町御岳１丁目15番地５　コーポ御岳202号
債務者　太田　和之
1　決定年月日時　平成25年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　稲垣　　清
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年７月23日午前10時40分
5　免責意見申述期間　平成25年７月９日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第６号
大分県佐伯市蒲江大字蒲江浦1933番地
債務者　山野　芳文
1　決定年月日時　平成25年４月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　渡辺　耕太
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年７月19日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成25年７月19日まで
大分地方裁判所佐伯支部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２５年（フ）第３２号
山形県尾花沢市上町６丁目３番73号、住民票上の住所山形県尾花沢市新町３丁目５番22号
債務者　髙橋　弘幸
1　決定年月日時　平成25年４月22日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月10日まで
山形地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第４７号
山形県天童市小関１丁目６―13　ヴィレッジイン中野202号室、住民票上の住所山形県天童市大字乱川215番地３
債務者　矢萩　サメ
1　決定年月日時　平成25年４月22日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月10日まで
山形地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第８９号
函館市五稜郭町30番８―203号　パークイン五稜郭
債務者　鈴木　惠子
1　決定年月日時　平成25年４月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月11日まで
函館地方裁判所

平成２５年（フ）第１１０号
北海道上磯郡知内町字元町126番地18
債務者　村上　久美
1　決定年月日時　平成25年４月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月11日まで
函館地方裁判所

平成２５年（フ）第１１３号
函館市美原３丁目８番20号
債務者　加藤ゆり子
1　決定年月日時　平成25年４月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月11日まで
函館地方裁判所

平成２５年（フ）第３３３号
埼玉県川口市北原台１丁目29番12号、住民票上の住所埼玉県川口市戸塚東１丁目23番７―201号　アリュージュ東川口
債務者　高島　智恵
1　決定年月日時　平成25年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月13日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第３５６号
埼玉県白岡市下大崎1126番地５
債務者　岡安　　豊
1　決定年月日時　平成25年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月13日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第３５９号
埼玉県川口市元郷２丁目14番９号　パークハイム元郷101号
債務者　市川　孝志
1　決定年月日時　平成25年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月13日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第１１９号
埼玉県所沢市和ケ原２丁目131番地の21サンハイツ102
債務者　鈴木　　清
1　決定年月日時　平成25年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月13日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（フ）第１２０号
埼玉県所沢市和ケ原２丁目131番地の21サンハイツ102
債務者　鈴木　昭宏
1　決定年月日時　平成25年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月13日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（フ）第２７号
千葉県旭市中谷里950番地２
債務者　佐藤美智子（旧姓髙橋）
1　決定年月日時　平成25年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月13日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２５年（フ）第６１号
岡山県倉敷市連島町連島36番地62
債務者　三宅　　賢
1　決定年月日時　平成25年４月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月14日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２５年（フ）第４８号
沖縄県浦添市西原５丁目44番３―102号　パビヨン棚原
債務者　伊集　　進
1　決定年月日時　平成25年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月14日まで
那覇地方裁判所民事第３部